



森脇 徹 議員

新ごみ処理施設予定地の「土地売買仮契約書」の法的処分は

問 白紙となった「仮契約書」の地方自治法上の認識は。

答 契約が成立していない以上「無効」となります。

問 仮契約の地方自治法上の認識を問う。

答 環境部長

一般的には、議決が得られない時は、地方自治法上責任は不存在となりますが、仮契約の相手方に得べかりし利益が滅却した場合には、補償することが通例であると判断しているところです。

問 仮契約に民法上の責務が存しないことを確認できるか。

答 環境部長

仮契約と民法上の責務は、財産取得にかかります議会の議決があつて初めて地方公共団

体の長にその行為をなす権限が生じることが、法定要件であることは認識しております。

問 仮契約書が無効となった現在、市のごみ処理施設建設計画をどこまで行政事務的に遡るのか。

答 市長

仮契約に限っていえば、昨年の11月11日に仮契約は16者と契約をしておりますので、仮契約の法的な根拠はございません。任意の約束事でございますけれども、遡るとすれば、仮契約の期間を、先ほど初問で担当部長がご答弁申し上げたとおりであります。

問 13日の報道記事で「不実記載議事録で手続き」が出された。30年4月の公募表明まで遡る行政事務が必要だ。

市長

答 環境センターの建設内容について遡るとすれば、平成29年6月に方針を決定。これは議会にも何度も説明しております。

その他の質問

○高島の源流農地を守る中山間支援制度の実態に合った適用拡充を



朽木宮前坊地先